

甲府市ボランティア活動用ごみ袋取扱要綱

平成21年7月23日

環第 6号

(趣旨)

第1 この要綱は、公共区域においてボランティア清掃を実施する自治会等の各種団体又は個人を支援するため、ボランティア活動用ごみ袋を無料で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共区域 市内の道路、河川、公園その他公共の用に供せられている場所をいう。
- (2) ボランティア清掃 公共区域を自主的かつ主体的に無償で清掃する活動その他市長が必要と認めた清掃活動をいう。
- (3) ボランティア活動用ごみ袋 公共区域のボランティア清掃の際に排出される一般廃棄物を収納するため、市長が交付するごみ袋をいう。

(交付申請等)

第3 ボランティア活動用ごみ袋の交付を受けようとする者は、甲府市ボランティア活動用ごみ袋交付申請書（第1号様式）及びボランティア活動用ごみ袋使用実績書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する申請書の申請内容を審査し、相当と認めたときは、ボランティア活動用ごみ袋を申請者に交付するものとする。

(遵守義務)

第4 ボランティア活動用ごみ袋の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ボランティア活動用ごみ袋を、ボランティア清掃により排出された一般廃棄物の収納以外の用途に使用しないこと。
- (2) ボランティア活動用ごみ袋を、第三者に譲渡しないこと。

(排出及び収集方法)

第5 使用者は、ボランティア活動用ごみ袋を使用するときは、当該ボランティア活動用ごみ袋に自治会名及び燃えるごみ、燃えないごみ又は資源物の別を記載し、所定の収集日及び場所に排出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、個別に収集するものとする。

3 市長は、ボランティア清掃以外に使用され、又は第1項に規定する排出方法によらず排出されたボランティア活動用ごみ袋は収集しないものとする。

(実績報告)

第6 使用者は、ボランティア清掃が終了したときは、終了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、第3に規定するボランティア活動用ごみ袋使用実績書により、実績の報告をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、地区自治会連合会が単位自治会を取りまとめ、代表して申請した場合は、当該年度の3月31日までに実績の報告をするものとする。

(ボランティア活動用ごみ袋の返還)

第7 使用者は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、ボランティア活動用ごみ

袋を市長に返還しなければならない。

- (1) ボランティア活動用ごみ袋が不要となったとき。
 - (2) 第4に規定する遵守義務に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段によりボランティア活動用ごみ袋の交付を受けたとき。
- (その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、ボランティア活動用ごみ袋に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。